

朝鮮半島に於ける法華經傳播について

福　士　慈　稔

朝鮮半島に於ける天台宗の確立は、大覚国師義天（一〇五五～一一〇一）が入宋求法し、天台並びに華嚴を学んだ後、肅宗二年（一〇九七）開城の国清寺に住し、天台の教義を講じてからとされる。「南嵩山仙鳳寺海東天台始祖大覚国師碑」・「国清寺啓講辞」等の史料によると義天が跡絶えていた天台学を復興させ、一宗として国家的承認を得せしめたことが知られる。教団として捉える時、彼の功績をして朝鮮天台の始祖とするのに異論はない。しかし、天台宗の根本聖典である「法華經」中心に考察を進める場合疑問が生じてくる。

朝鮮半島に於ける仏典將來は、高句麗に於いては、小獸林王二年（三七二）に順道、同四年（三七四）に阿道が齋したとされ、百濟は枕流王元年（三八四）に胡僧摩羅難陀、聖王十九年（五四一）に梁に使を遣わして涅槃等の經典を請い、新羅は真興王十年（五四九）に僧覚徳、同二十六年（五六五）に陳が使臣の劉思と僧明観を遣わして經論千七百余卷を送ったとされるが、それぞれ將來經論の詳細は記されておらず、その中から法華經の傳來時を確定づけることは不可能である。

しかし、三国時代、百濟の玄光は南岳慧思の許で法華三昧を証し、智顛の門には高句麗の波若がいた。七世紀中頃

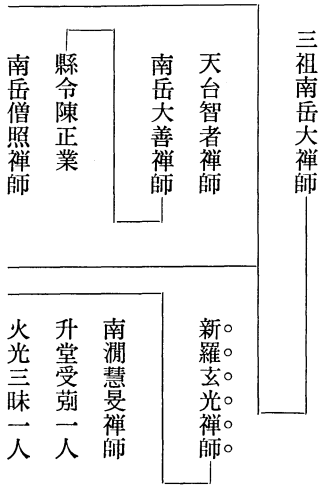
朝鮮半島に於ける法華經傳播について

朝鮮半島に於ける法華經傳播について

から元暎等の法華經の研究が始まり、統一新羅には左溪玄朗の法脈を法融・理応・純英等が伝え、高麗時代には四明沙門子麟が半島に天台の教法を伝授したとされる。⁽⁵⁾ 又、「天台四教儀」を著した諦觀は光宗十一年（九六〇）に呉越中懿王の求めに応じ天台の典籍を中土に齎している。これらの流れから捉える時、半島に於ける法華經の傳播を三国時代とし、信仰・研究がなされたとするのは想像に難くない。この小論では、義天以前、特に三国・統一新羅時に於いて、法華經がどのように受け止められ、信仰されていたのか、僧伝を中心に少しく論じていく。

一 百済に於ける法華受容

「仏祖統紀」には天台東土十七祖として、高祖龍樹、二祖北齊大禪師、そして三祖南岳大禪師と続くが、次の表が記されている。⁽⁶⁾



枝江慧成禪師

藍谷慧超禪師

巴丘慧曜禪師

雲峯慧涌禪師

江陵慧威禪師

鍾山智瓊禪師

仙城慧命禪師

枝江慧瓊禪師

南岳靈辯禪師

水光三昧一人

淨人方合

南岳府君

刺史劉懷宝

光州巴子立

影堂二十八人

業高四百

信重三千

天台の立祖相承については、金口相承・今師相承・直授相承・訳主相承・九師相承等の諸説があり、⁽⁷⁾「仏祖統紀」の天台三祖としての慧思（五一五〇七七）に関して異説は多々あるが、ここで、慧思の法脈を受けついで智顛（五三八〇九七）と共に、玄光が列の筆頭に記されているのが興味深い。

玄光の伝は「仏祖統紀」・⁽⁸⁾「宋高僧伝」・「神僧伝」・⁽⁹⁾「新修科分六学僧伝」等の史料に記載されている。ほぼ同文である為、成立の古い賛寧（九一九〇一〇〇二）撰の「宋高僧伝」を中心に論考を進めていく。⁽¹²⁾要旨をまとめると、

① 新羅の玄光は陳に求法し、衡山の慧思の許で修業を始める。

② 慧思から「法華安樂行門」を受け、一心奉行し、法華三昧を証し印可を受ける。

③ 中土に於いて慧旻禪師に法を授ける。

朝鮮半島に於ける法華経伝播について

朝鮮半島に於ける法華經傳播について

④熊州翁山に歸り梵刹を成し、衆を集めて法を説く。

⑤弟子の中に、受前者一人、火光三昧に入る者一人、水光三昧に入る者二人いた。

以上の五点が挙げられる。玄光の生国に關しては、百濟説⁽¹³⁾・新羅説⁽¹⁴⁾があり、史料に於いても一定ではない。しかし、最近では、熊州という地名から百濟人とするのが定説となっている。陳に行つた年は、慧思が衡山（湖南省衡山縣）に住していた時と考えられ、「統高僧伝」慧思⁽¹⁶⁾伝より五六八年から五七七年の間と考えられる。

次に、法華三昧に關しては、「仏祖統紀⁽¹⁷⁾」によると、行じた者は、智顛を筆頭に苦行禪定皆第一とされる南岳僧照禪師、禪定・説法兼備の南岳大善禪師、枝江慧成禪師、雲峯慧涌禪師、江陵慧威禪師、鍾山智瓊禪師等がいる。しかし、慧思著作の「諸法無諍三昧法門⁽¹⁸⁾」には法華三昧は一度も顯われず、「隨自意三昧⁽¹⁹⁾」に於いてもただ一度「もし衆を説法教化して大慈悲を学び六神通を越えんと欲し、疾く菩薩の位に入るを得て仏の智慧を得んと欲せば、先ず當に念仏三昧・般舟三昧を具足し、及び妙法蓮華三昧を学ぶべし⁽²⁰⁾」と、妙法蓮華三昧として顯われるだけである。「法華經安樂行義⁽²¹⁾」に至つて初めて「法華經とは大乘の頓学、無始自悟、疾成仏道、一切世間難信の法門なり。凡そこれ一切新学の菩薩、大乘超過の一切諸菩薩の疾成仏道を求めんと欲すれば、すべからく持戒忍辱精神して禪定を勤修し、専心に法華三昧を勤学すべし⁽²²⁾」と、法華經の実践を法華三昧の実修と捉え、法華三昧の行法を説くようになる。勿論、慧思自身の法華三昧の開悟、智顛の大蘇山開悟からも「法華經安樂行義」の原型を見出すことができる。しかし、弟子を指導していくにしたがって法華三昧が次第に深まり、南岳に至る頃までに「法華經安樂行義」として法華三昧の行法が確立されたのである。従つて、玄光が慧思から「法華安樂行門」を受けたというのは、完成された「法華經安樂行義」にしたがった行法と考えられる。

玄光は一心に奉行し法華三昧を証し、「印可」を受けるのであるが、先に述べたように、慧思の弟子中法華三昧を証した者は多々いるが、慧思の「印可」を受けたとして記されているのは、智顛と玄光しか見当らない。

慧思は印可を授けた二人の弟子に対して、「汝は陳国に於いて縁有り、往かば必ず利益あらん」と、陳都金陵での教化を勧め、又、「郷国に還りて、まさに善権を以て行きて化度すべし」として、朝鮮半島での教化を勧めるのである。

玄光の学は、慧旻に法を授ける程になっていたのであろう。彼は百済に帰り、熊州翁山に寺を成し、衆を集めて法を説く。弟子の中で受別者一人、火光三昧を修する者一人、水光三昧を修する者二人がいたとある。

受強とは、「妙法蓮華經文句」に「授記は亦受記・受決・受強と云ふ、授は是れ与の義、受は是れ得の義、記は是れ事を記す、決は是れ決定、強は是れ了強なり」とあり、授記の異称としているが、ここでは、「強」とは「作られた文」の意味をも有し、玄光の著作乃至「法華經安樂行義」を受けたか、或いは法華三昧に対する印可を受けたとも考えられよう。

火光三昧・水光三昧については、智顛説とされる「観音義疏」⁽²⁵⁾、「四教義」⁽²⁶⁾等には顕れるが、慧思著作の中には一度も顕れていない。しかし、慧思以前に中土に於いて訳出された經典には、火光三昧の諸相として、① 釈尊が衆生に法を説く為に入り、身より光明を放ち天地を照らす等、神通力を示す禅定。⁽²⁷⁾ ② 宝蔵を得る為の四百三昧の一つとしての禅定。⁽²⁸⁾ ③ 阿羅漢果を得る為の禅定。⁽²⁹⁾ ④ 病を治す為の禅定。⁽³⁰⁾ ⑤ 滅度する為の禅定。⁽³¹⁾ 以上がみられ、水光三昧についても、①②④が同様にみられる。

「雜阿含經」に、釈尊が「火三昧に入り、身上より水を出し身下より火を出す」とあり、又、「增壹阿含經」に目

朝鮮半島に於ける法華經伝播について

連が行じた「初禪から第二禪・第三禪・第四禪・空処・識処・不用処・有想無想処・火光三昧・水光三昧・滅尽定・水光三昧・火光三昧・有想無想処・不用処・識処・空処・第四禪・第三禪・第二禪・初禪へと戻り、空中に於いて坐臥を続け、身上より火を出し、身下より水を出し、身上より水を出し、身下より火を出す」という禪定があり、あたかも「法華經」妙莊嚴王本事品中、淨藏・淨眼の「虚空の中に於いて、行・住・坐・臥し、身上より水を出し、身下より火を出し、身下より水を出し、身上より火を出し」と一致するかに見える。しかし「法華經」では火光三昧・水光三昧と「身上出水、身下出火。身下出水、身上出火」の一致がみられず、それら三昧は一度も頭われない。ただ、「大智度論」に「火三昧を修習するが故に、身より妙光を出す」とあることから、慧思は火光三昧の①の相だけは知っていた筈である。

慧思の火光三昧・水光三昧の捉え方は、彼の著作及び伝記からは推定できない。しかし、「仏祖統紀」に、慧思の弟子の一人である慧涌師が「法華三昧の行法を南岳に受け、これを行ずること既に久しくして、遂に証入することを獲たり、すなわち迹を雲峯に隠して世と接せず、六十余年、もっぱら禪定を志す。出定の頃に当りて心に他務なし、唯だ法華を誦す。既にして又火光三昧を証せり」として、法華三昧の後に火光三昧を証したことが記されている。又、他の弟子が法華三昧を証した後に神通力を得たことが頻繁に頭われること等からも、慧思の理解はともかく、彼の弟子達の中で、次第禪門中の三昧としてではなく、①の相の神変、神通力を顕す三昧、又は法華三昧の後の三昧として、受け止める者がでてきたと考えられる。

従って、玄光の弟子の「火光三昧一人、水光三昧二人」も、法華三昧、「法華經」の神異性を強調した結果の産物と考えられよう。朝鮮史料の記載がない為、断定できないが、智顛が講説を中心として指導し、天台宗を確立したの

に対し、玄光は「法華經安樂行義」にしたがって法華三昧の禪法を中心に指導し、特に、法華經の功德、或いは法華三昧後の神通力の会得を強調したが、弟子にもめぐまれません、朝鮮天台を確立するまでには至らなかつたものと考えられよう。

玄光以前、百済に「法華經」を齎したとされる僧に発正がいる。「法華伝記」⁽³⁷⁾によると、発正が天監年中(五〇二～一九)に梁に渡り、師を尋ねて仏道を学び、又、越州(浙江省)の界山に觀音道場があると聞いて行くが道場はずで無く、華嚴經を誦している僧と法華經を誦している僧だけがあった。又、觀音經を誦する功德をも見聞し、在梁三十余年で帰国した。以上のことが記されている。

伝によると、彼の留学の期間は幅をみても、五〇二年頃から五五〇年頃の間であり、百済求法僧としては最初の人物である。残念ながら、彼の伝は半島の史料に記載されていない為、生没年及び詳細な事績は不明である。

次に、留学の経験はないが、その行業や神異な事蹟が中土に伝わり「統高僧伝」⁽³⁸⁾に記載された慧顛(惠現)がいる。伝によると、慧顛は、法華經を誦すことを業として、祈福請願すると遂げる所が多かつた。北部の修徳寺(忠清南道瑞山)に住し、衆がいれば講義し、いなければ誦經した。後に南方の達拏山(全羅北道高山)に移り、五十八歳で六二七年に滅した。とあり、又、彼の滅後「虎は身骨を噉い並尽くすも、惟髀舌のみを余して存するなり。三周を經るも其の舌は弥よ紅赤にして柔軟なること常より勝る」と、神異な面が強調されている。

以上から考察すると、百済に「法華經」を齎した、発正、玄光の伝を慧顛伝が確証づけている感がある。慧顛(五七〇～六二七)の頃には「法華經」は百済に流布され誦誦されていたのは間違いない。又、受容形態としては、特に、受持、誦誦の功德、及び神異な面のみが強調されたと考えられる。

二 新羅に於ける法華受容

新羅に於ける法華受容の諸相を、「三国遺事」から年代順に抽出すると、

①法興王十四年（五二七）、朗智法師が靈鷲山（慶尚南道蔚山）に住し、法を開く。⁽³⁹⁾

②真平王代（五七九〜六三二）、四仏山の大乘寺に法華經を誦する僧を招いて住まわせた。僧が亡くなり葬ると、墓の上から蓮が生じた。⁽⁴⁰⁾

③靈鷲山に一人の異僧（朗智）が住していて、いつも法華經を講じ神通力があった。文武王元年（六六一）、智通は靈鷲山の朗智の許へ行く途中、普覽菩薩より戒を受け、その後、朗智の弟子となった。⁽⁴²⁾

④元暎（六一七〜八六）が靈鷲山の智通の許へ行き法を聞いた。⁽⁴²⁾

⑤元聖王代（七八五〜九八）、高僧の縁会は靈鷲山に隠居して、いつも法華經を讀み、普覽の觀行を修め、後に国師に封ぜられた。⁽⁴³⁾

以上の五点が挙げられる。積尊が「法華經」を説いたとされる靈鷲山と同名の山が朝鮮半島にもあることは興味深い。その靈鷲山を中心に朗智、智通、元暎、縁会等の名が顕れる。

①と③の朗智は史料上では同一人とされるが、逆算すると一五〇歳以上の高齢になり、又、五二七年という年は新羅仏教公認の年でもあり、後世の何らかの作意が感じられる。しかし、靈鷲山中心に朗智が「法華經」を講じ、朗智の許に智通が行き、智通の許に元暎が行く。勿論、②の四仏山の例もあるが、靈鷲山が法華信仰の中心を成している感がある。

朝鮮半島に於いては、元暁から仏典研究が始まり、それまでと一線を画している。「法華経」についても、元暁、憬興、順璟、玄一、義寂、道倫、太賢等が注疏を著し⁽⁴⁴⁾信仰形態にも変遷がみられる。しかし、元暁以前と限定するならば、新羅に於いても百濟同様、やはり、①②③からも、「法華経」の神異面が強調されて受容されたと考えられよう。

三 高句麗に於ける法華受容

「統高僧伝」⁽⁴⁵⁾に、智顛の許で天台の禪觀を修した高句麗僧波若の伝が記されている。伝によると、開皇一六年（五九六）に智顛の許に行き、智顛の没後、開皇十八年（五九八）から大業九年（六一三）まで生前の智顛の指示を守り、天台山の華頂で頭陀行を修し、二月に山を出て国清寺に於いて五二歳で没したことが知られる。

次に、「日本書紀」⁽⁴⁶⁾によって高句麗僧慧慈と聖徳太子の間答から、当時高句麗に於いて「法華経」が流布されていたことが窺える。しかし、波若、慧慈の伝は朝鮮史料に記載されておらず、他の史料に「法華経」に関する事項がないことから、高句麗に於ける法華受容については、現段階では、六世紀には流布していた、としか考えられない。

以上から、朝鮮半島に於いて「法華経」は、受持、読誦の功德、又は神異面が強調されて、特に僧侶によってのみ受容されたと考えられる。その後、民衆にも浸透し、観音信仰等の種々な信仰へと細分化して行くのは「三国遺事」に記されているところである。⁽⁴⁷⁾ 今後は現在する元暁等の「法華経」についての著作を中心に、朝鮮半島に於ける法華経受容の問題を論究していきたい。

註

(1) 李能和編「朝鮮仏教通史」(下)二九九―三〇四頁。

朝鮮半島に於ける法華經伝播について

- (2) 同二九七―二九九頁。
- (3) 「三国史記」によると、僧明観は中国僧であり経論数は千七百余卷とされる。「海東高僧伝」は、明観は新羅僧で経論は二千七百余卷とする。経論については他の朝鮮史料も一定しておらず不明である。明観については、陳への朝貢開始時(五六五)と当時の新羅と中国王朝との国交から中国僧と考えられる。
- (4) 「仏祖統紀」大正・四九、二四八中。
- (5) 同大正・四九、二四六中。三九一下。
- (6) 同大正・四九、二五〇上―二五一上。
- (7) 島地大等著「天台教学史」(隆文館、昭和六一)二一五―二二二頁参照。
- (8) 「仏祖統紀」大正・四九、一九六上―一九六中。
- (9) 「宋高僧伝」大正・五〇、八二〇下―八二二上。
- (10) 「神僧伝」大正・五〇、九七六下。
- (11) 「新修科分六学僧伝」正統蔵、第二編乙第六套、第三冊。その他「釈門正統」にも出づ。
- (12) 煩瑣になるが、参考の爲「宋高僧伝」の陳新羅国玄光伝を全文引用する。

釈玄光者。海東熊州人也。少而穎悟頓厭俗塵。決求名師專修梵行。迨夫成長願越滄溟求中土禪法。於是觀光陳国利住衡山。見思大和尚開物成化。神解相參。思師察其所由。密授法華安樂行門。光利若神雖無堅不犯。新猶劫貝有染皆鮮。稟而奉行動而罔忒。俄証法華三昧。請求印可。思爲証之。汝之所証真不虛。善護念之令法增長。汝還本土施設善權。好負螟蛉皆成螺贏。光禮而垂泣。自爾返錫江南。属本國舟艦附載離岸。時則綵雲亂目雅樂沸空。絳節霓旌伝呼而至。空中声云。天帝召海東玄光禪師。光拱手避讓。唯見青衣前導。少選入宮城。且非人間官府。羽衛之設也。無非鱗介。參雜鬼神。或曰。今日天帝降龍王宮。請師說親証法門。吾曹水府蒙師利益。既登宝殿次陟高台。如問而談略經七日。然後王躬送別。其船泛洋不進。光復登船。船人謂經半日而已。光歸熊州翁山。卓錫結茅乃成梵刹。同声相應得法者蟄戶爰開。樂小廻心慕者體連倏至。其如升堂受菟者一人。入火光三昧二人。入水光三昧二人。互得其二種法門。從發者彰三昧名耳。其諸門生譬如衆鳥附須弥山皆同一色也。光末之滅罔知攸往。南嶽祖構影堂。内圖二十八人。光居一焉。天台国清寺祖堂亦然。
- (13) 田村田澄著「日本仏教史4」(法蔵館、昭和五八)八九頁参照。
- (14) 江田俊雄著「朝鮮仏教史の研究」(国書刊行会、昭和五二)六二頁参照。

- (15) 熊州とは、公州、熊津（忠清道）を指し、百済の旧都があった地方であり、滅亡に至るまで百済の所領であった。
- (16) 「続高僧伝」大正・五〇、五六三中。
- (17) 「仏祖統紀」大正・四九、一九五上―一九六上。
- (18) 「諸法無諍三昧法門」大正・四六。般若皆空思想の実践を強調する書であるが、随所に法華・華嚴の思想もみられる。
- (19) 「随自意三昧」大日本統藏經二・三・四。「首楞嚴三昧經」の意によって、行・住・坐・眠・食・語の六威儀について坐禪修行の工夫を述べている。
- (20) 同三四四右下。
- (21) 「法華經安樂行義」大正・四六。法華經の実践を説いたもので、法華三昧の行法を中心に詳説している。
- (22) 同六九七下。
- (23) 「続高僧伝」大正・五〇、五六四中。
- (24) 「妙法蓮華經文句」大正・三四、九七下。
- (25) 「觀音義疏」大正・三四、九二五上。
- (26) 「四教義」大正・四六、七四六中。
- (27) 釈尊が法を説く為に火光三昧に入ったことは「雜寶藏經」大正・四、四八八中。「撰集百緣經」大正・四、二二一下。「別訳雜阿含經」大正・二、四一一中等、他の經典にも頻繁に顯れる。又、「過去現在因果經」、「經律異相」には、迦葉が釈尊の弟子になるいきさつである惡龍折伏の説話も記されている。釈尊の弟子が行じた場合としては「増一阿含經」・「經律異相」・「彌沙塞部和醯五分律」等に、特に神異面が強調されて記されている。
- (28) 「大方等無想經」大正・一二、一〇八六中下。
- (29) ①の次に多い禪定である。「經律異相」大正・五三、三上・六七上等に記されている。
- (30) 「治禪病秘要法」大正・一五、三三三下・三三四上。
- (31) 「増一阿含經」大正・二、六四一下。
- (32) 「雜阿含經」大正・二、五〇中。
- (33) 「増一阿含經」大正・二、六四二下。「大方等大集經」大正・十三によると、火光三昧に入って身から種々の妙色光明（青黄赤白及び頗梨色）を放ち、次に焰摩迦定に入り身上より水を出し身下より火を出すと、**「雜阿含經」**・**「大方等大集經」**とは異なる。

朝鮮半島に於ける法華經傳播について

朝鮮半島に於ける法華經傳播について

- (34) 「妙法蓮華經」大正・九、六〇上。
- (35) 「大智度論」大正・二五、四四三中。又、八一上に火光三昧の⑤の相と類似する「火焰定」なるタームが記されている。
- (36) 「仏祖統紀」大正・四九、一九五下・一九六上。
- (37) 「法華伝記」大正・五一、七二上中。又、牧田諦亮著「六朝古逸觀世音応驗記の研究」五八―六〇頁にも「觀世音応驗記」の発正伝が見ゆ。
- (38) 「統高僧伝」大正・五〇、六八七下。又、「三国遺事」大正四九、一〇二六上に慧顛を惠現として同文が記されている。
- (39) 「三国遺事」大正・四九、九八七中。
- (40) 同九九一中下。
- (41) 同二〇一五中下。
- (42) 同二〇一五中下。
- (43) 同二〇一五下―一〇一六上。
- (44) 新羅に於ける法華關係の著作は、
示暁―「法華經宗要」・「法華經方便品料簡」・「法華經要略」・「法花略述」
愷興―「法華經疏」
順璟―「法華經料簡」
玄―「法華經疏」
義寂―「法華經論述記」・「法華經綱目」・「法華經料簡」・「法華經験記」
道倫―「法華經疏」
太賢―「法華經古述記」
- 以上があるが、現在するのは示暁の「法華宗要」と義寂の「法華經論述記」のみである。
- (45) 「統高僧伝」大正・五〇、五七〇下―五七一上。
- (46) 「日本書紀」日本古典文学大系、一七五―二〇一頁。
- (47) 「三国遺事」に於ける諸信仰の問題は、今後の機会に発表するつもりである。